

知ってください、犯罪被害者のこと

図 人権・市民生活課 ☎9136

犯罪被害を受けた後も住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域の皆さんの温かい理解と支えが力になります。

自分が被害者の立場だったらと想像し、無責任なうわさ話やSNSへの投稿をしないなど二次的被害（※）が生じないように行動してください。また、励ましたつもりがかえって傷つけてしまうことがあるため、被害者にはそっと寄り添う心が大切です。

（※）周囲の人の配慮に欠ける言動、風評、インターネットなどの通信手段を通じた誹謗中傷、報道機関による過剰な取材、報道などによる犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛・心身の不調・プライバシーの侵害・経済的な損失などの害をいいます

被害に遭うと、このようなことが起こることがあります

日常生活のこと

- 家事や育児が手につかない
- 外出ができなくなり、必要な用事もできなくなる

心身の不調

- 感情や感覚が麻痺する
- 強い不安感 ●眠れない ●食欲が出ない
- 現実感が持てない ●自分を責めてしまう
- 安定した感情を維持できない
- 全身の体調不良 など

住居のこと

- 自宅が被害現場で安心できない
- 周囲から好奇の目で見られるため生活できない

経済的なこと

- 仕事に行けなくなり経済的に困窮する
- 医療費、裁判に伴う交通費などさまざまな費用がかかる

仕事のこと

- さまざまな手続きに時間を要し、仕事を休む必要があるが、職場でその理解が得られない
- 仕事に集中できず、今までどおり仕事ができない

周囲の言動のこと

- 事件のことをいろいろと聞かれるのがつらい
- よそよそしくなったり、今までどおりに接してくれない
- 二次的被害による苦しみがある

抱え込まずに相談してください

犯罪被害者等総合相談窓口

- 人権・市民生活課 ☎9136

受け付け日時 月～金曜日8時30分～17時15分

- （公社）広島被害者支援センター ☎082(544)1110

受け付け日時 月～土曜日9時～17時

犯罪被害者等支援講演会

市は、犯罪被害に遭った人やその家族の心に寄り添い、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を目指して、「廿日市市犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

条例制定を記念して、被害者等支援の必要性や条例制定の周知を図るため、講演会を開催します。



と き 9月24日(水)13時30分～15時45分（13時開場）

ところ ウッドワンさくらびあ小ホール

講演 平成16年に本市で起きた事件で当時高校生だった娘さんを亡くされた犯罪被害者の家族である北口忠さんと広島被害者支援センターの講師による講演会です。北口さんは、犯罪被害者等が置かれた立場や命の大切さを訴えるための講演活動を現在も続けています。

第一部 演題：犯罪被害者等の置かれた立場 [北口さん]

第二部 演題：犯罪被害者支援～わたしたちにできること～
〔（公社）広島被害者支援センター理事新恵里さん〕

定員 280人

※託児や車椅子席・要約筆記の見えやすい席を希望する人は、9月12日(金)までに人権・市民生活課へ申し込んでください

安全・安心な生活をサポート！

相談ができます

図 人権・市民生活課 ☎9147

皆さんを交通事故、犯罪、消費者トラブルなどから守るために、相談できる体制を整えています。困ったときは相談をしてください。

くらし安全指導員

図 人権・市民生活課 ☎9147

くらし安全指導員は、皆さんを交通事故や犯罪から守るために、青色防犯パトロールや出前トークなどを実施しています。

防犯担当

まる やま 丸山指導員



皆さんが不安を抱かれている特殊詐欺、不審者対策、侵入盗などの防犯対策に取り組んでいます。気軽に相談してください。

交通安全担当

ご とう 後藤指導員
(廿日市地域担当)



まさ しげ 政重指導員
(佐伯、吉和地域担当)



なか はろ 中原指導員
(大野、宮島地域担当)



出前トークを実施しています

防犯講話、消費者トラブルの事例やその対処法、日頃の疑問などに関して、講師を派遣し、分かりやすく話します。
※開催希望日の約1カ月前までに申し込んでください
※詳しくは市ホームページを確認してください



▲市ホームページ

消費生活センター

図 消費生活センター ☎1841

消費生活に関する専門的な知識と経験を持つ相談員が、対面または電話で相談に応じ、問題解決のための助言、あっせん、情報提供をします。また、専門家の支援が必要な場合は、適切な機関を紹介します。

と き

月～金曜日9時～16時（祝日・年末年始を除く。12時～13時を除く）

ところ

市役所1階消費生活センター（人権・市民生活課内）

※電話で相談もできます

いきなり業者の訪問を受けて、意図せぬ契約をした、通販で違うものが届いた、など消費生活に関するトラブルに関して相談してください。

